

公務災害・通勤災害 のしおり

災害をなくして明るい職場に！



地方公務員災害補償基金 島根県支部

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県総務部人事課内
TEL0852-22-5026 FAX0852-22-5024



公務災害



通勤災害

災害を減らして、明るい職場に！

公務災害・通勤災害補償制度

地方公務員（常勤職員）が公務や通勤により負傷したり、疾病にかかったりした場合には、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）が補償を実施することになっています。

基金というのは、地方公務員災害補償法（以下「補償法」という。）に基づき、個々の地方公共団体に代わって補償を行う機関として設立された法人で、各都道府県及び各指定都市に支部を置いています。

島根県支部では、島根県の常勤職員約25,000人を対象に、公務災害又は通勤災害であるかどうかの認定や各種の補償などを行っています。

災害とは

補償法上、負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。専ら身体上の損害を指し、物的損害及び精神的損害は、含みません。

公務災害とは

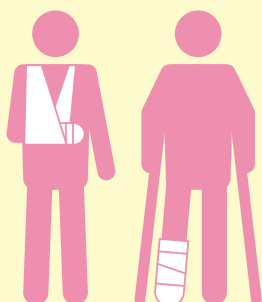
災害が勤務時間中に発生したとしても、必ずしも公務災害として認定されるとは限りません。災害が公務上と認められるためには、それが公務に起因して又は公務と相当因果関係をもって生じたと認められること

が必要です。そこで、発生した災害の公務上外について判断するための基準が設けられています。これを認定基準といいますが、その考え方及び概要は、次のとおりです。

負傷

公務遂行性があるかどうか

公務中の負傷は、原則として公務上と認められます。ただし、私的行為によるものなどは、公務外となる場合があります。

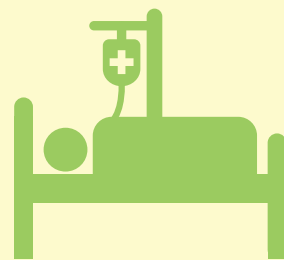


疾病

公務と相当因果関係があるかどうか

公務が原因となって発症したと、医学的にも明らかに認められる疾病は、公務上と認められます。

素因や基礎疾患によるものは公務外となる場合があります。



公務災害認定基準(概要)

区 分		認 定 の 基 準		
負 傷	職 務 遂 行 中 等	職 務 遂 行 中	通常又は臨時に割り当てられた職務遂行中の負傷は公務上	次に該当すると認められるものは公務外となる場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> ●故意によるもの ●本人の素因によるもの ●天災地変によるもの（その職務に、天災地変による危険性が付随している場合を除く。） ●偶発的な事故（私的怨恨を含む。）によるもの
		職 務 遂 行 に 伴 う 合 理 的 行 為 中	生理的必要行為、公務達成のための善意行為などの職務付随行為中の負傷は公務上	
		職 務 遂 行 に 必 要 な 準 備 行 為 又 は 後 始 末 行 為 中	勤務時間の初めや終わりの点検、整備、格納、整理などの行為中の負傷は公務上	
		救 助 行 為 中	勤務場所において、負傷又は疾病にかかった職員を救助する行為中の負傷は公務上	
		防 護 行 為 中	非常災害時において、勤務場所又はその付属施設を防護する行為中の負傷は公務上	
		出 張 又 は 赴 任 の 期 間 中	出張用務そのものを遂行中又は合理的な経路と方法の途中の負傷は公務上（私的行為中を除く。）	
		通 勤 途 上	使用者の支配管理下にある通勤など特別な事情の下にある通勤途上の負傷は公務上（その他のものは通勤災害の対象）	
	レクリエーション参加中	使用者の支配管理の下に行われたレクリエーションに参加中の負傷は公務上		
	設 備 の 欠 陥 等	勤務場所、付属建物等の設備の不完全又は管理上の不注意により発生した負傷は公務上		
	職 務 遂 行 に 伴 う 怨 恨	職務遂行に伴う怨恨により、第三者から加害を受けて発生した負傷は公務上		
疾 病	負 傷 に よ る 疾 病	公務上の負傷に起因する疾病は公務上		
	職 業 病	認定基準に定める職業病は、特に反証（私的事由によって発症したという証明）のない限り、公務上		
	そ の 他	公務に起因することが明らかに認められる疾病は公務上		
	障 害 又 は 死 亡	公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな障害又は死亡は公務上		

通勤災害とは

通勤とは、補償法上、「勤務のため、住居と勤務場所との間を合理的な経路及び方法により往復すること」をいいます。そして、通勤により生じた災害は、通勤災害として補償の対象となります。



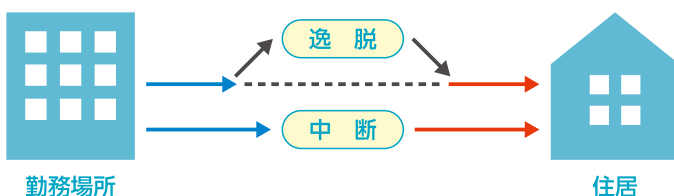
事項	定義	事例
勤務のため	勤務に就くため又は勤務の終了により行われる往復行為（全体として勤務と密接な関連性をもっていること）	○通勤の途中で定期券その他勤務又は通勤に関係のある物を忘れたことに気付き、これを取りに戻る場合 ×勤務終了後相当時間にわたり囲碁、将棋等私用を弁じた後帰宅する場合
住居	居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか特別の事情により特に設けられた宿泊場所等	○家族が長期間入院し看病する必要がある場合の病院 ×家族と共に郷里の実家に行き、出勤する場合の実家 ×地方出身者の一時的帰省先
勤務場所	勤務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所	○通常の勤務提供の場所 ○外勤職員の外勤先 ×同僚との懇親会等の会場
合理的な経路及び方法	社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に一般に用いると認められる経路及び方法	○通勤届や定期券の経路及びその代替経路 ○共稼ぎの職員が子供を保育所に連れて行く経路 ×交通事情によらず、著しく遠回りの経路

○：通勤災害となる事例 ×：通勤災害とならない事例

実際の通勤においては、途中で私用を弁じたりすることがあります。これを逸脱（通勤と関係のない目的で経路からそれること）又は中断（通勤目的とは離れた行為を経路上で行うこと）といいますが、この場合は、その間及びその後は通勤とはなりません。ただし、

この逸脱・中断が日用品の購入その他これに準ずる行為による場合、学校等において行われる教育等を受ける場合、病院等において診察等を受ける場合、選挙権を行使する場合は、その間を除き、経路に復した後は、通勤となります。

事項	定義	事例
日用品の購入 その他これに 準ずる行為	日常生活の用に充てるもので、日常しばしば購入するものを購入する行為	〈日用品に当たる〉 パン、米、酒類等の飲食料品／家庭用薬品／下着、ワイシャツ、背広等の衣料品／身廻り品／文房具、書籍等／電球、台所用品等／子供の玩具 〈日用品に当たらない〉 装飾品、宝石等の奢侈品／テレビ、ピアノ、冷蔵庫、自動車、机、たんす等の耐久消費財／スキー、ゴルフ等のスポーツ用品
	家庭生活上必要であり、かつ、日常行われ、所要時間も短時間であるなど、日用品の購入と同程度に評価できる行為	〈該当する行為〉 クリーニング店に立ち寄る場合 理髪店、美容院に行く場合 税金、光熱水費等を支払に行く場合



青線部分で災害が発生した場合は、通勤災害に該当。ただし、逸脱、中断が日常生活上必要な行為である場合は、赤線部分で発生した災害も該当。

どんな補償が受けられるか

公務上の災害又は通勤による災害と認定されると、次のような補償や福祉事業を受けることができます。

種別	内容
療養補償	治癒するまで、必要な療養又はその費用を受けることができます。療養の範囲は次のとおりで、療養上相当と認められるものに限りです。 ●診察 ●薬剤又は治療材料の支給 ●処置、手術その他の治療 ●居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ●病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ●移送
休業補償	療養のため勤務することができず、給与を受けないとき、その期間、受けることができます。 ●休業補償／1日につき、平均給与額の60/100 平均給与額は、原則として、災害発生の前3箇月の給与の総額を、その期間の総日数で除して算出します。
傷病補償金	療養開始後1年6箇月を経過しても治らず、その障害の程度が法施行規則別表第一に定められた傷病等級に該当する場合に受けることができます。(休業補償は出ません。) ●第1級～第3級／平均給与額の313～245日分の年金
障害補償	傷病が治ったとき、法別表に定められた程度の障害が残った場合に受けることができます。 ●第1級～第7級／平均給与額の313～131日分の年金 ●第8級～第14級／平均給与額の503～56日分の一時金
介護補償	傷病等級第2級以上又は障害等級第2級以上の年金受給権者のうち、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、入院中等の場合を除いて支給されます。
遺族補償	死亡の場合は、法で定められた遺族が、年金又は一時金を受けることができます。 ●平均給与額の245～153日分の年金 ●平均給与額の1,000～400日分の一時金
葬祭補償	死亡の場合、葬祭を行った者が受けることができます。 ●315,000円＋平均給与額の30日分 または ●平均給与額の60日分 のいずれか高い方
福祉補償	●外科後処置 ●補装具 ●リハビリテーション ●アフターケア ●休業援護金 ●在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業 ●奨学援護金 ●就労保育援護金 ●傷病・障害・遺族特別支給金 ●障害・遺族特別援護金 ●傷病・障害・遺族特別給付金 ●障害差額特別給付金 ●長期家族介護者援護金 ほか

第三者の行為による災害のとき

通勤途上で
交通事故に
遭った…



用務先で
飼犬に
かまれた…



公務災害・通勤災害の中には、それが第三者の行為によって発生し、被災した職員がその第三者に損害賠償を請求できるものがあります。

このような第三者行為災害の場合、被災職員は、賠償責任を負う第三者に対し、損害賠償請求をすることもできますし、また、基金に対し補償請求をすることもできます。ただし、二重の損害の補てんを受けることはできません。

基金が補償を行った場合、基金はその分を第三者に対し求償することになります。また、被災職員は、基金の補償の対象とならない物的損害及び精神的損害について、第三者に損害賠償請求をすることができます。被災職員と基金とは、同時に請求することになりますので、示談をする場合は、必ず、事前に基金に連絡してください。

〈手続きに当たっての注意〉

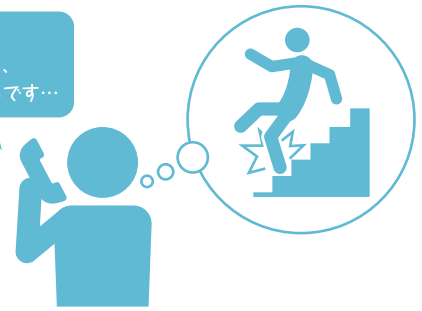
第三者などの確認	●加害者（場合によっては、親権者、使用者等）の住所、氏名、職業等を確認すること。 ●交通事故の場合は、相手の自賠責保険や任意保険の契約保険会社名、保険証明番号等を確認すること。
警察への届出	●交通事故や他人の暴行などの場合は、必ず警察に届けること。
その他	●現場状況を記録しておくこと。 ●目撃者を確保すること。

もし、災害が発生したら

1 すぐに連絡を

災害発生状況を直ちに所属の上司、公務災害事務担当者に連絡し、指示を受けてください。

公務中、
階段から落ちて、
骨折したみたいです…



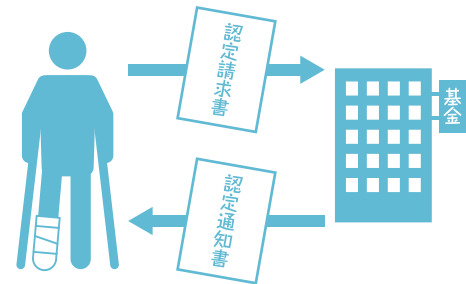
2 医療機関で受診を

できるだけ被災したその日のうちに医療機関に行き必要な治療を受けてください。その際、被災状況及び公務災害(通勤災害)の手続を取る予定であることを告げて、療養費の請求を待ってまいります。
※原則として、健康保険組合員証は使用できません。



3 認定請求の手続きを

医療機関での受診後、速やかに「公務(通勤)災害認定請求書」に必要な資料を添付のうえ、所属を經由して基金に提出してください。
基金ではこれを受けて、その災害が公務上か公務外か、通勤災害に該当か非該当かを認定し、「認定通知書」にてその結果を通知します。



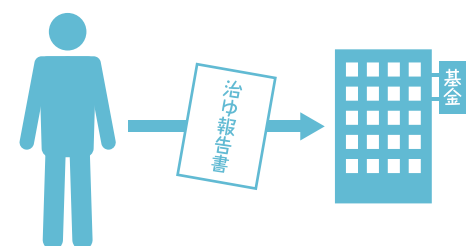
4 認定されたら

公務(通勤)災害と認定されたら、その旨を医療機関に申し出てください。治療費は原則として基金にて内容を審査し、直接医療機関に支払います。その他の手続については、所属の公務災害事務担当者、又は直接基金(☎0852-22-5026)に相談してください。



5 傷病が治ったら

傷病が治ゆしたら速やかに「治ゆ報告書」を基金に提出してください。
※治ゆには傷病が完全に治ゆした場合のほか、これ以上、医療効果が期待できなくなったもの(症状固定)も含まれます。



災害のない明るい職場を

公務災害及び通勤災害については、地方公務員災害補償基金による補償制度が設けられていますが、基金が行っている各種の補償は、職員が公務災害や通勤災害によって受けた損害の一部を補てんするだけのものです。

災害の発生は、本人はもとより、家族にとっても大きな負担となります。何としても、事故を未然に防ぎたいものです。

もし災害が発生したら、「なぜ災害が発生したのか」その原因をあらゆる角度から検討し、同じような災害を、二度と繰り返さないよう、防止対策を実施する必要があります。

- 決められた作業手順を守っていたか。
- 注意していたら防げたか、注意していても発生したのか。
- 何にどの程度注意すれば防げたか、なぜ注意できなかったか。
- 設備や環境に問題はなかったか。
- 体の調子や周囲の状況に、いつもと違うところはなかったか。

私たちの日々の仕事にも、大きな災害の可能性が潜んでいます。みんなで災害のない明るい職場を築きましょう。

「つい、うっかり」が、公務災害に

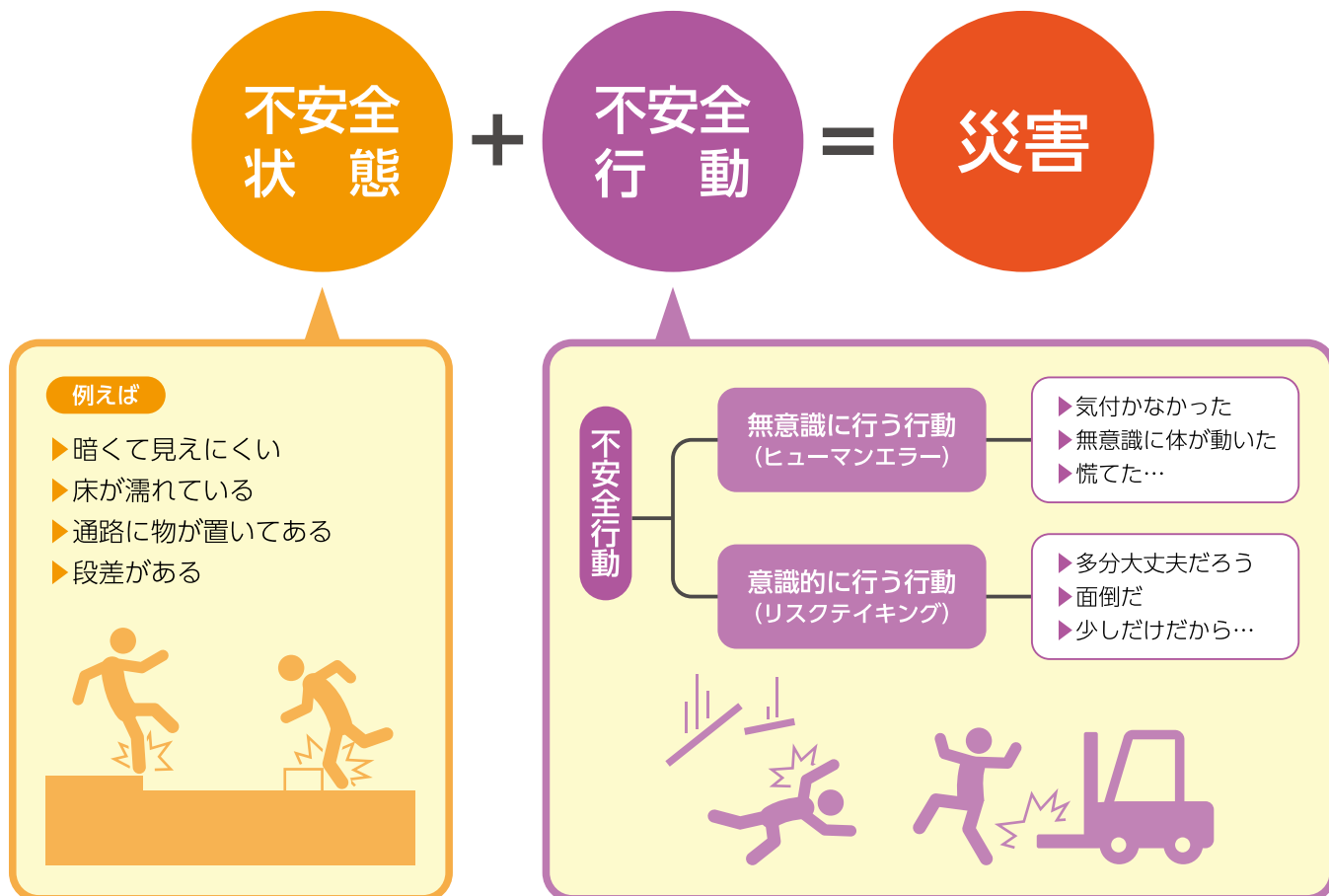
公務災害発生事例の中には、「もう少し気を付けていれば、防げたのではないか。」と思われるものが少なくありません。

私たちは、だれでもうっかりミスをすることがありますが、それが「不安全状態」(好ましくない状態)

と重なれば、災害発生率は非常に高くなります。

不安全状態のもとでは、常に「災害が発生するかもしれない」という意識をもって、慎重に行動しましょう。

私たち一人一人が、公務災害防止の主役なのです。



公務災害が発生した職場では…

公務災害が発生してしまったら、二度と同じような災害が発生しないように職場として取り組むことが必要です。

そのためには、どこに問題があったのか分析し、職員が問題点を共有することが重要です。

また、「ヒヤリ・ハット」体験を発表し合うことに

よって、実際の事故につながる前に改善策を講じることが出来ます。

うっかりミスによる災害を起こさないように心の帯を締め、災害ゼロの安全な職場環境づくりに努めましょう。

ヒヤリ・ハットの分類

身体的 ヒヤリ・ハット

実際に軽いけがをするなど、痛い思いをした「ヒヤリ・ハット」です。

例えば

- ▶配線につまずいた
- ▶ひじを柱にぶつけた
- ▶包丁で指先を切った

仮想 ヒヤリ・ハット

実際の体験ではないが、起こり得る「ヒヤリ・ハット」です。

例えば

- ▶機械に手をはさまれるかも
- ▶油がこぼれている床で滑るかも
- ▶段差でつまずくかも

精神的 ヒヤリ・ハット

けがをしそうになり、精神的に「ヒヤリ・ハット」した。

例えば

- ▶機械に巻き込まれそうになった
- ▶高所から転落しそうになった
- ▶車にひかれそうになった

皆さんの「ヒヤリ・ハット」体験は、事故・災害を防ぐための貴重な情報源です。安全を先取りするため、積極的に発表し合いましょう。

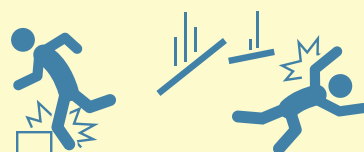
ハインリッヒの法則

1
死亡・重傷災害

29
軽傷災害

300
ヒヤリ・ハット
(けがのない事故)

重傷以上の災害が1件発生したとすると、その背後には軽傷災害が29件あり、さらにその背後に災害統計には表れない「ヒヤリ・ハット」が300件あるといわれています。



「ついうっかり」から生まれている公務災害が目立ちます!! 職場で公務災害の防止に取り組んでみませんか?

- 公務災害は、特別な人や職種が起こすものではなく、誰にも起こるものです。
- また、特別な場所で起こるものではなく、庁舎や学校の階段や通路、執務室内などの身近なところでもよく発生しています。
- 公務災害が起きれば、本人はもとより家族、上司・同僚など多くの人を巻き込むこととなります。
- 公務災害の発生は、事故を起こした個人の問題ではなく、任命権者や所属として真剣に対応すべき問題です。

